IMO第44回船舶設計及び設備小委員会(DE44)の 開催について

標記会合は、平成 13 年 3 月 5 日から 9 日にかけてロンドンの国際海事機関 (IMO)本部において開催される。我が国からは 1 7 人が参加した。今次会合 における当局に関連した主な審議結果については、以下のとおり。

1.総会決議 A.744(18)の改正について(議題13関連)

ナホトカ号事故を受け、同種の事故を防止する目的で、我が国からタンカーに関して、「船舶の縦強度評価を旗国検査時において評価し、一定の基準値以上の縦強度を持つこと」を規定する決議 A.744(18)の改正案を DE43(2000 年)で最終化し、MSC73(2000 年 12 月)で採択された。DE43 では、縦強度の評価に船体の実状を忠実に反映させるための方法として、縦強度評価のためのインプットデータの適切なサンプリング方法を今次会合で検討することが合意された。そこで、我が国はその方法及び評価に導入できる船体の適切な新替えまたは補強方法について検討し、今次会合に文書を提出した。

我が国提案の概要は次のとおりである。

縦強度評価のために計測する範囲は、船体中央部の 0.5L(L は船の長さ)間であり、計測点は A.744(18)で規定された点数である。また、縦強度の評価はタンクごとで行うこととし、同一タンクでは腐食環境が同じであると想定し、板厚衰耗状況が同じであると考える。修理はタンクごとに行い、その方法として、仮修理に限り二重張り(衰耗した板に帯状の板を重ねる修理方法)を認める。

これに対し、IACS (International Association of Classification Societies) は板厚計測を行う箇所について、必要があれば A.744(18)より計測点の数を増やすこと、二重張りによる修理も認めること、等の主張を行った。

我が国とIACSの両案について、バハマ、ギリシャ、シンガポール、英国等が基本的に支持を表明したものの、英国やサイプラス等からさらに検討が必要との意見が出され、次回会合で継続して審議することとなった。

2. 操縦性暫定基準の見直しについて(議題4関連)

第18回総会(1993年)において、操縦性暫定基準(A.751(18))が採択された。本暫定基準は採択後5年後に見直すことが規定されており、我が国は、暫定基準適用後、多くの実船による操縦性データベースを構築し、暫定基準について検討を行い、操縦性暫定基準で要求されるZ(ジグザグ)試験の基準値(10°Z試験2ndオーバーシュート角と20°Z試験1stオーバーシュート角)と、停止試験の基準値を見直すことを提案した。

我が国と韓国から実船の操縦性試験結果について詳細な説明を行い、暫定基準の見直しの必要性について各国の合意が得られたものの、基準値の具体的な改正案については、更に詳細な検討が必要とのことから、次回会合に追加のデータを提出することが要求された。

また、操縦性暫定基準のエディトリアルな修正と、操縦性暫定基準を海上公

試運転で検証するための具体的な実施方法と推定法を記載している解説書 (MSC/Circ.644)のエディトリアルな修正を行った。